

環境省 脱炭素化促進設備更新事業 (SHIFT事業)

予算総額48億円 (R3年度)

●事業の目的: 設備更新事業では、脱炭素化促進計画に基づく高効率機器の導入や燃料転換等の設備の更新に対して補助を行います。

●公募期間

設備更新事業: 令和3年5月28日(金)～6月29日(火)の12時必着

設備更新事業には、【設備更新事業A】と【設備更新事業B】があります。

●設備更新A

- ①工場・事業場単位で年間CO2排出量を15%以上削減
- ②主要なシステム系統で年間CO2排出量を30%以上削減
- ①、②いずれかもしくは双方かを申請できます。

●設備更新B

工場または事業場において、次の①～③を全て満たす脱炭素化促進計画に基づく設備更新を行う事業。

- ①ガス化または電化等の燃料転換
- ②CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減
- ③システム系統でCO2排出量を30%以上削減

支援内容	補助率	上限額(税別)
設備更新事業A	3分の1以内	1億円
設備更新事業B		5億円

※「設備更新事業A」と「設備更新事業B」を合わせた場合も5億円が上限です。

※消費税は対象外

●診断する設備の例


空調設備


照明設備


GHP


冷凍冷蔵庫


ボイラー


変圧器


太陽光発電


コンプレッサー

◇事業スキーム

